

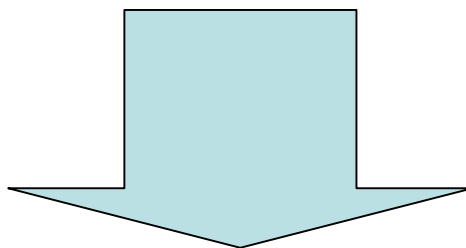
平成26年度  
障害福祉サービスの  
支給決定基準等に係る  
説明・意見交換会資料

平成26年12月8日

# 障害者総合支援法

障害者自立支援法から何が変わった？

# 障害者の日常生活と社会生活を 総合的に支援するための法律



長いので

「障害者総合支援法」と略します。

# 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

## 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

## 2. 概要

### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

## 4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方  
※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

# 障害支援区分の創設

障害程度区分は

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、

心身の状態を総合的に示すもの。

非該当 区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6



専門家による審査会で一次判定が引き上げられる割合が高い。

特に、知的障害者や精神障害者については、障害の特性がコンピューターによる一次判定にうまく反映できていないのではないか。

平成22年10月から23年9月までの全国の状況を調査した結果、

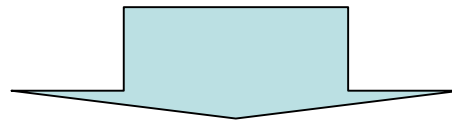
- 身体障害者 20.3%
- 知的障害者 43.6%
- 精神障害者 46.2%

専門家による審査会(二次判定)で、一次判定が引き上げられている。

障害支援区分は

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる

標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。



さらに、平成28年4月までをめぐり、障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方等について、検討、見直しが行われていくことに。。。。。

# サービス等利用計画の作成

利用者みなさんへ報告！

# サービス等利用計画の作成

平成24年4月施行の改正障害者自立支援法で、義務付けに。

## 介護保険における ケアプラン

要介護状態区分によって決められている支給限度の中で、どのようなサービスをどれくらい利用するのかという計画

## 障害者総合支援法における サービス等利用計画

ケアマネジメント手法を活用し、障害者のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために作成するものです。

(出所: サービス等利用計画作成サポートブック  
(平成24年3月: 日本相談支援専門員協会))



# ガイドライン検討部会実施報告

利用者みなさんへ報告！

## 自立支援協議会 （設置目的）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に基づき、尼崎市が設置した協議会です。

関係機関等が連携の緊密化を図り、障害がある人に関する社会資源の情報やその支援体制に関する地域課題を共有しながら、「障害のある人もない人も地域で支え合いながら、その人らしく暮らす地域づくり」をめざして、前向きな協議をしています。

## 自立支援協議会 （部会）

- ・ あまのくらし部会  
障害のある人の地域生活を支援するための課題などについて協議します。
- ・ あまのしごと部会  
障害のある人の就労を支援するための課題などについて協議します。
- ・ あまっこ部会  
障害のある児童の療育、生活支援の課題などについて協議します。

## 自立支援協議会（参加者）

- 障害のある当事者やその家族
- 医師、大学や特別支援学校の先生
- 民生委員・児童委員
- ハローワークや商工事業者
- 児童相談所や阪神南圏域コーディネーター
- 地域包括支援センター
- 障害福祉サービス事業者
- 障害者就労・生活支援センター
- 委託相談支援事業者や市の関係職員 等

# ガイドライン検討部会の趣旨

- 国の事務処理要領では、「市町村は、…介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、…支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準（ガイドライン）を定めておくことが適当」と規定（中核市の約85%が策定しているが、尼崎市は未策定）している。
- 尼崎市においては、増大する障害福祉サービス等に係る給付費の適正化、利用者への適切なサービス提供確保、持続可能な制度構築等の実現に向けた調査・分析が求められている。
- このような状況から、「ガイドライン作成に向けた検討」が尼崎市の平成25年度重点課題事項の一つとなる。
- ガイドライン作成に向けた検討には、当事者、事業者等からの意見聴取を行う必要があることから、自立支援協議会にガイドライン検討部会を設置し、検討を行うこととした。

# 部会の開催状況及び主な協議内容

- **自立支援協議会全体会（平成25年7月25日）**  
ガイドライン検討部会設置の承認
- **第1回（平成25年9月25日）、第2回（平成25年10月16日）、第3回（平成25年11月20日）**  
尼崎市の財政状況の説明、各市支給決定基準の比較、中核市調査結果の報告、尼崎市の障害福祉サービスの給付状況の説明
- **第4回（平成25年12月13日）**  
尼崎市の障害福祉サービスの給付状況に関する意見交換、尼崎市の標準提供時間数等に関する意見交換
- **第5回（平成26年1月23日）、第6回（平成26年2月5日）**  
支給決定基準イメージに関する意見交換（委員の所属団体の意見や事業所等の意見を含む）
- **第7回（平成26年3月28日）**  
支給決定基準イメージの作成

# 部会の開催状況及び主な協議内容

- **自立支援協議会全体会（平成26年5月12日）**  
平成25年度ガイドライン検討部会実施報告
- **第1回（平成26年6月2日）**  
平成25年度部会活動の振り返り、平成26年度部会の運営に関する意見交換
- **第2回（平成26年7月7日）**  
世帯の状況等に関する意見交換、支給決定プロセスに関する意見交換
- **第3回（平成26年9月1日）**  
支給決定基準に関する意見交換、支給決定プロセスに関する意見交換
- **第4回（平成26年10月3日）**  
支給決定基準案の作成、支給決定プロセスに関する意見交換、検討部会実施報告書に関する意見交換

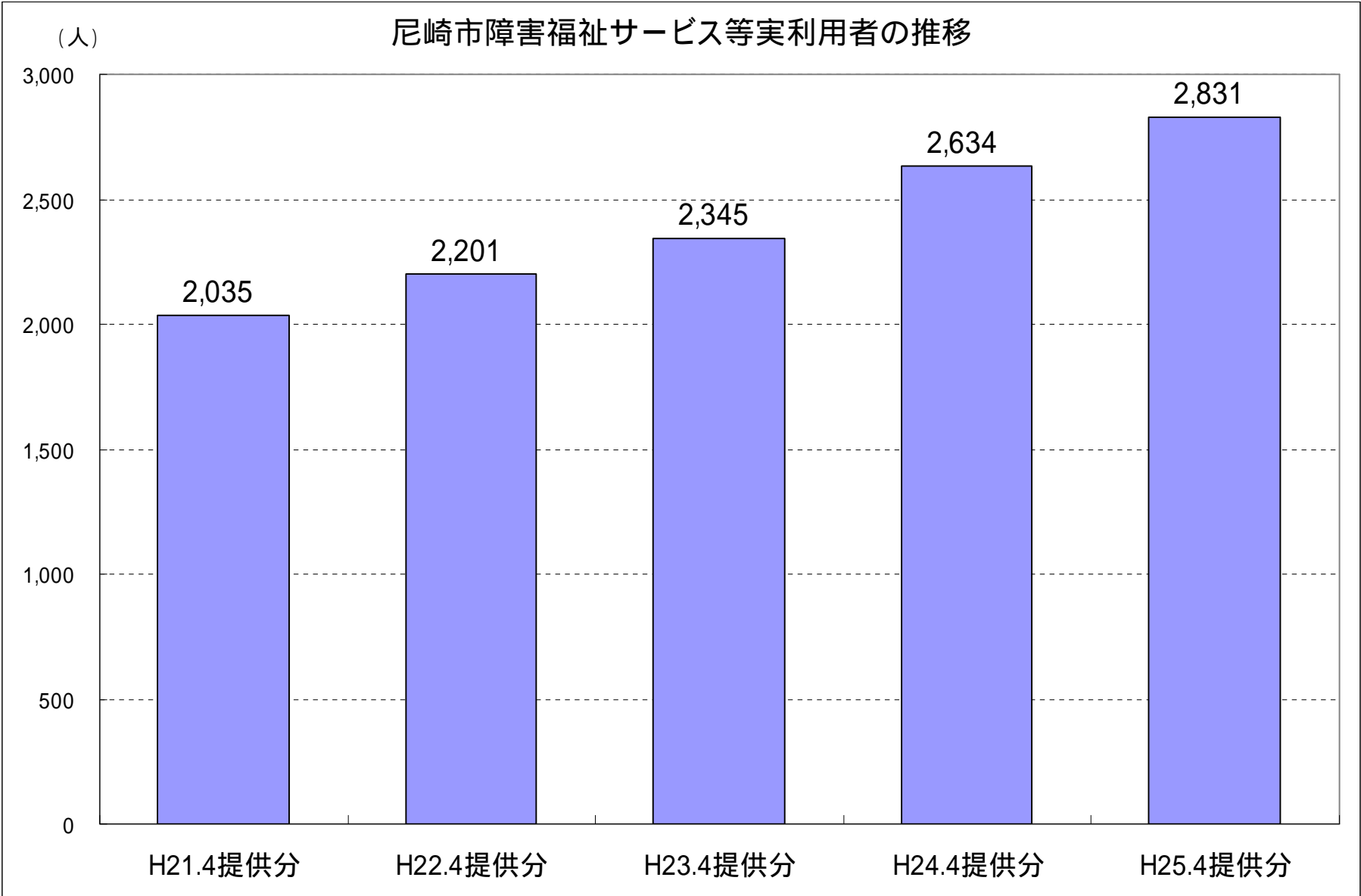
# 尼崎市の状況（財政状況）

- ・ 財政状況は一層厳しさを増しており、これまでの取組効果額以上の収支不足が生じている状態
- ・ 原因
  - 世界的な経済不況による税収の減
  - 高齢化の進行なども相まった扶助費の増
  - 過去の大規模投資に際して行った借金の返済
- ・ 行財政改革の理念（平成25年～平成34年）
  - 歳入に見合った歳出規模の実現
  - 都市の体質転換
  - 税源の涵養（かんよう：水が自然にしみこむように、少しずつ養い育てること）
- ・ 現役世代の定住・転入促進の取組
  - （良好な住宅・住環境の形成、学力向上、都市魅力の向上 等）
- ・ 健康で自立した生活確保の取組
  - （雇用促進・就労支援、被扶助者の自立促進、若年層からの健康増進）
- ・ 税収の安定・向上の取組
  - （地域経済の活性化、市税徴収体制の強化、納税意識の向上）

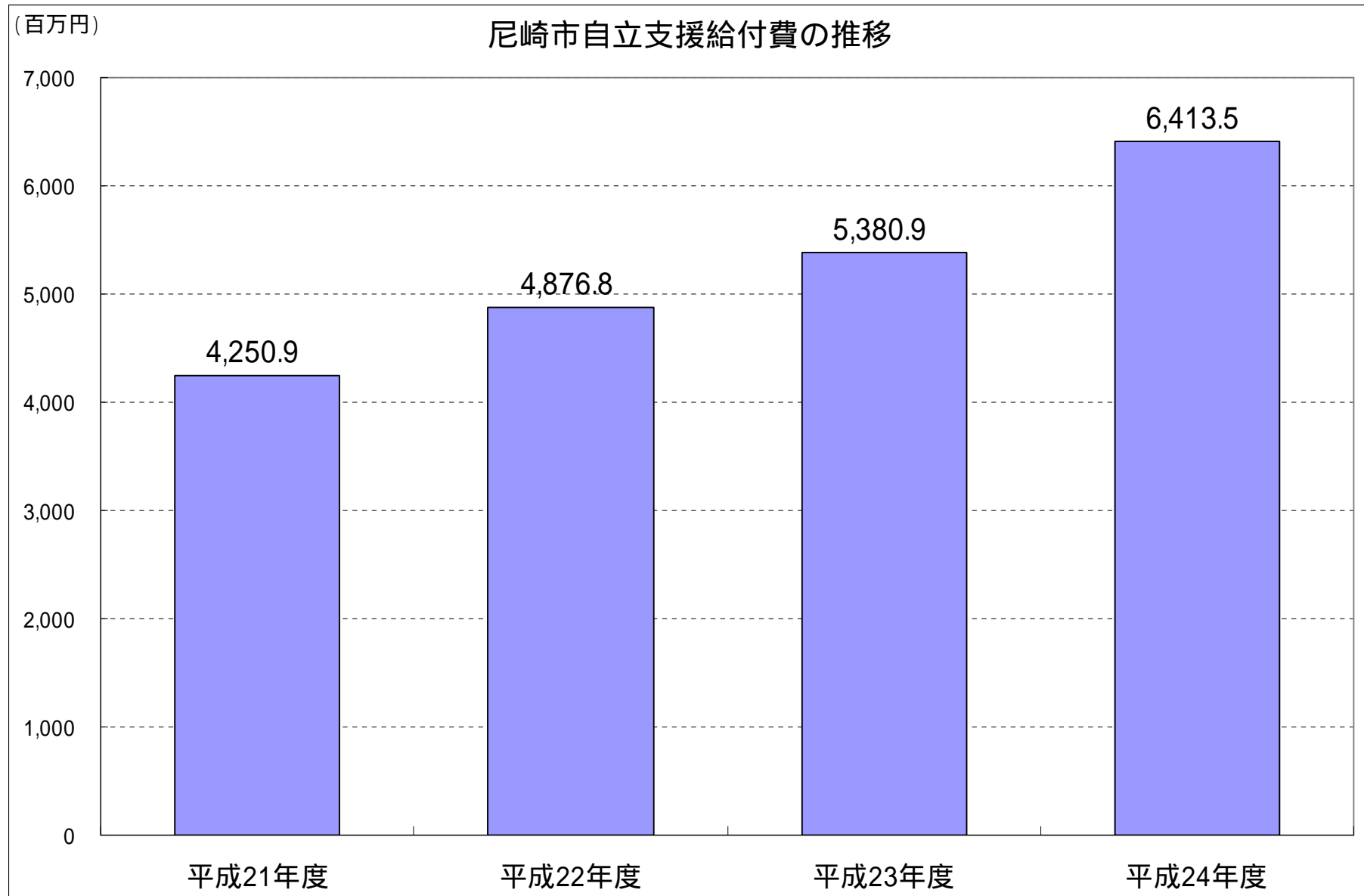
出典：あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの概要（平成25年3月）



# 尼崎市の状況（実利用者の推移）



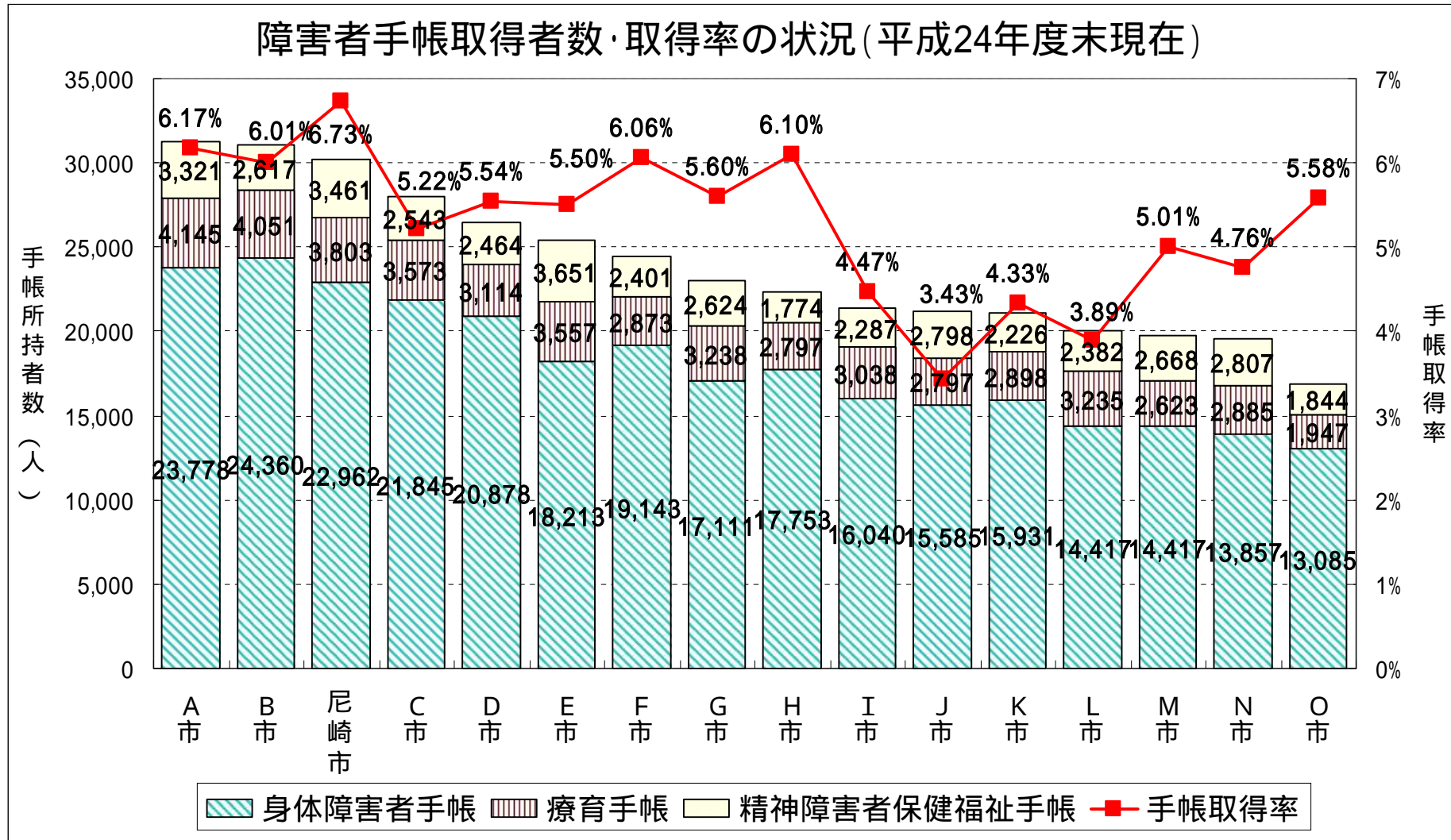
# 尼崎市の状況（自立支援給付費の推移）



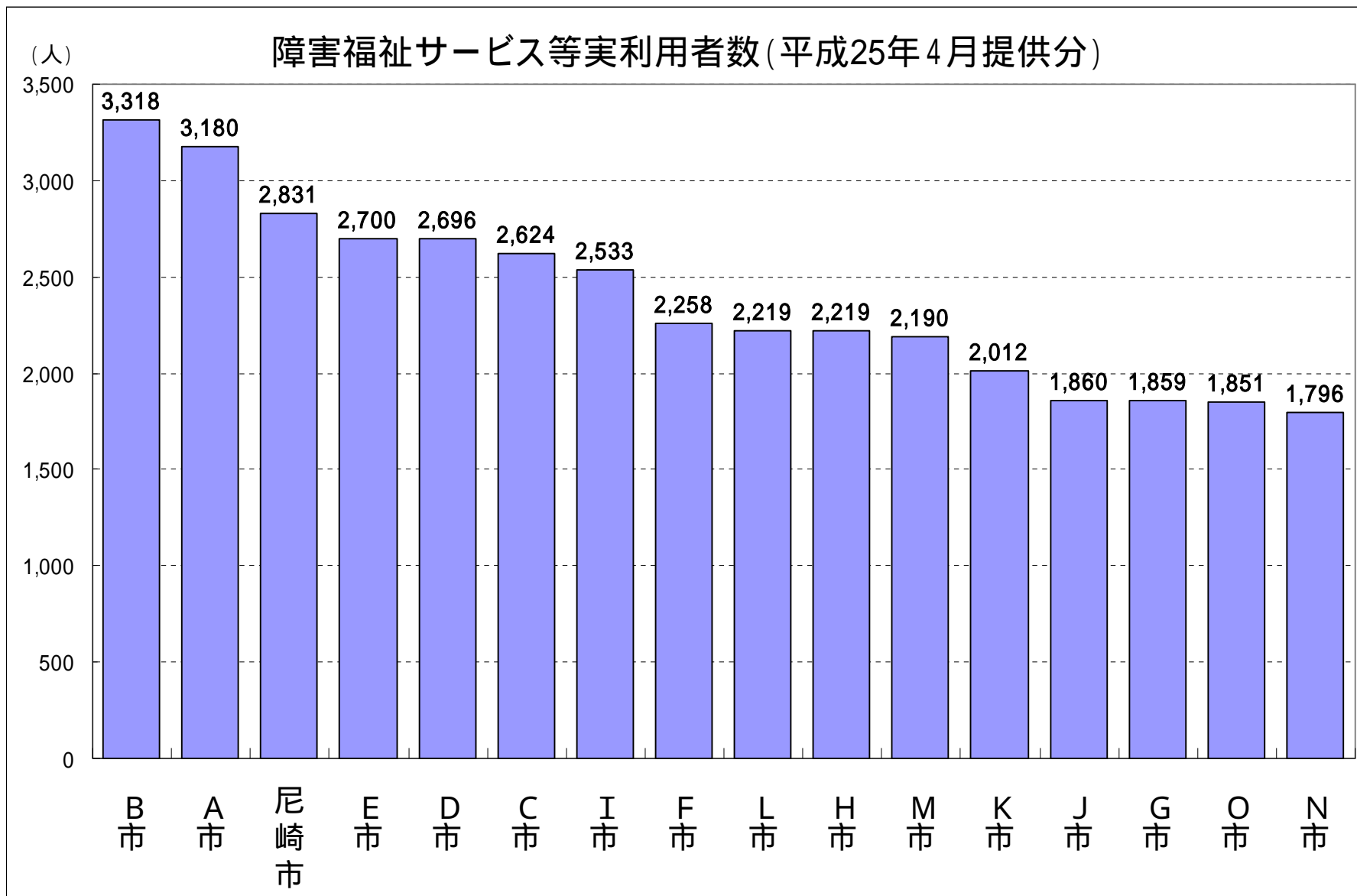
# 中核市調査の目的

- 中核市とは  
人口30万人以上で国より指定された市（全国に43市）
- 調査の目的  
尼崎市の現状と同規模の15市に調査を行い、尼崎市の特徴をより具体的・客観的に把握するため

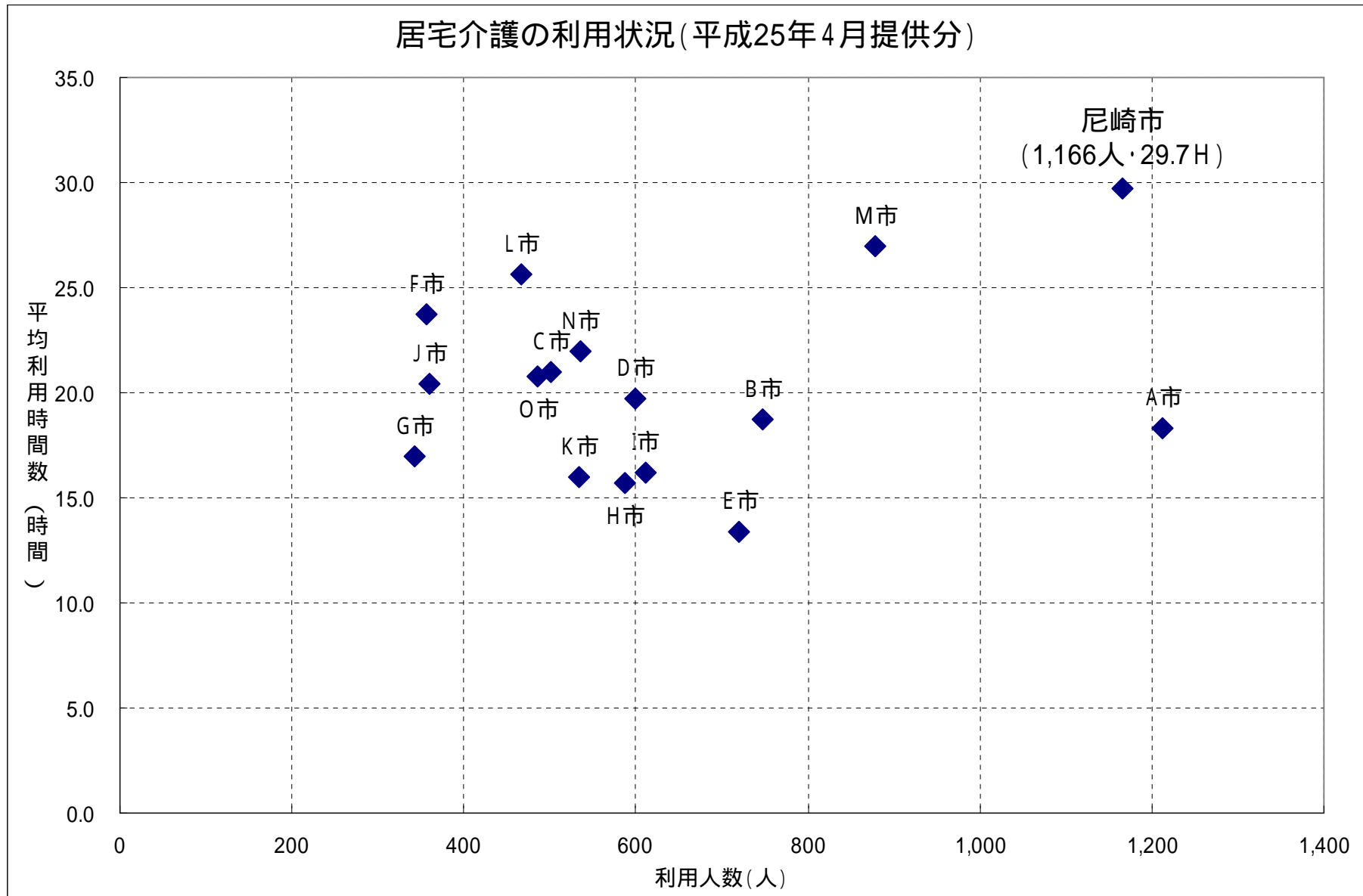
# 中核市調査結果 (手帳取得者数・取得率の状況)



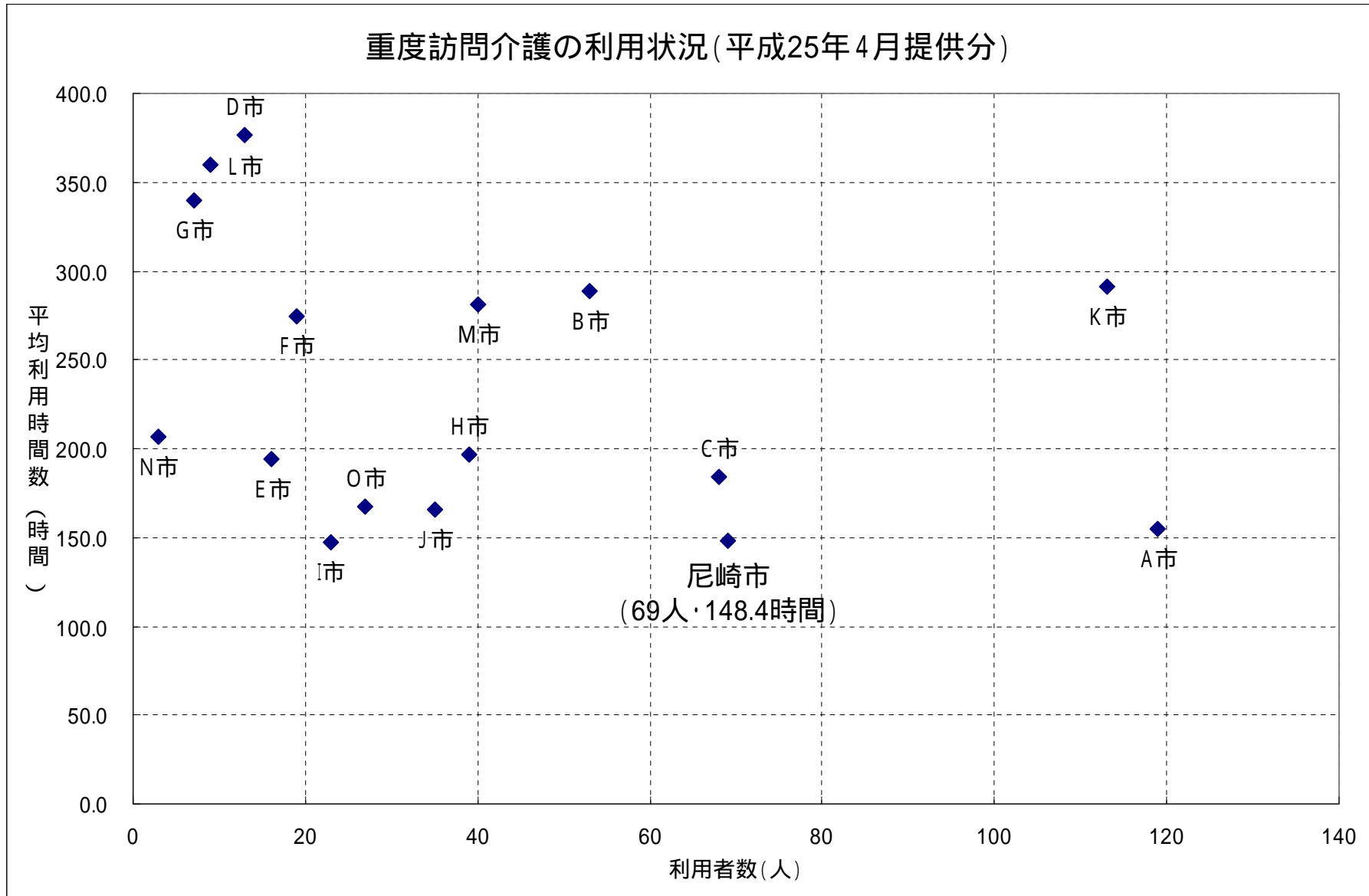
# 中核市調査結果 (実利用人数の状況)



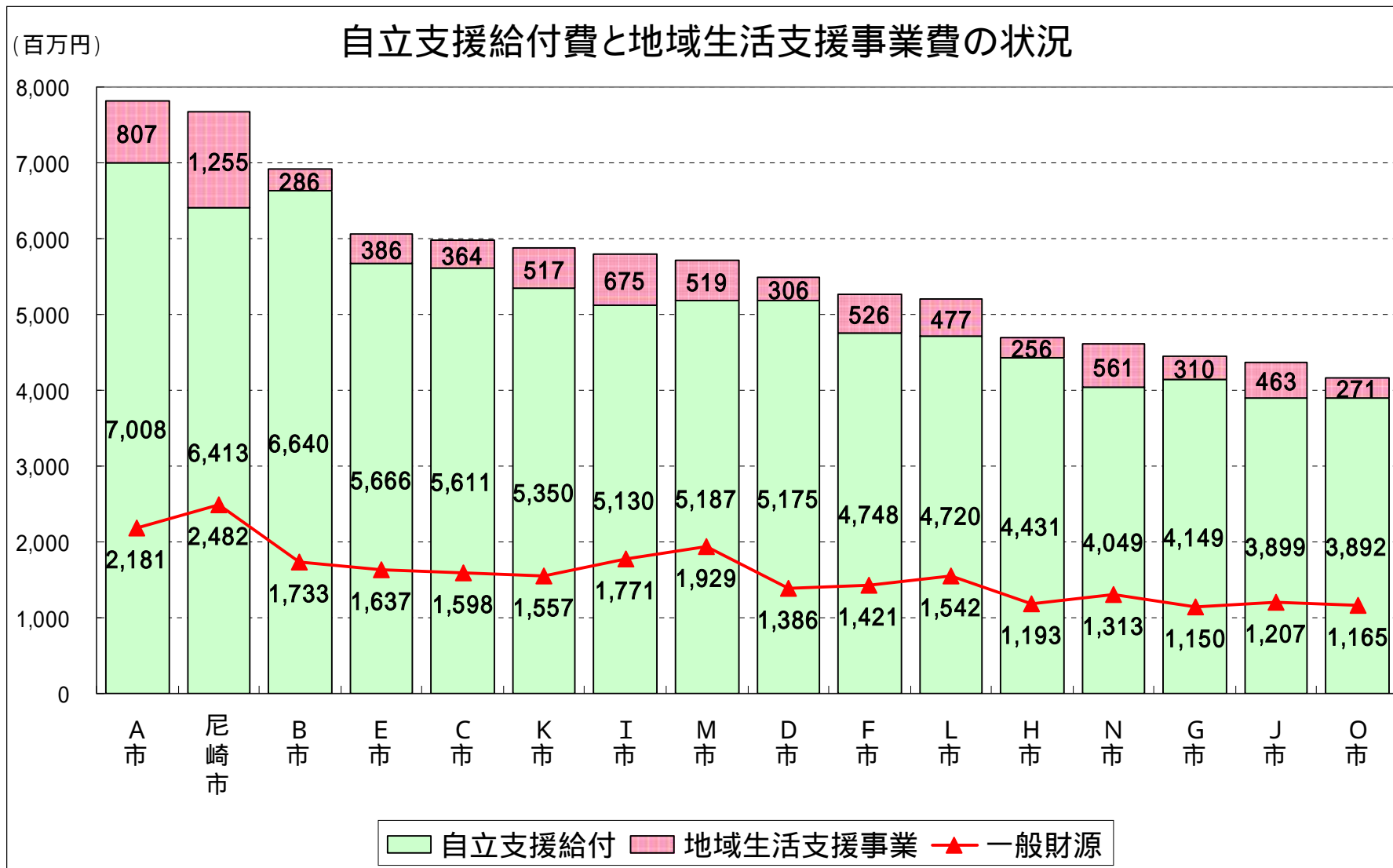
# 中核市調査結果 (居宅介護の利用状況)



# 中核市調査結果 (重度訪問介護の利用状況)



# 中核市調査結果（事業費の状況）

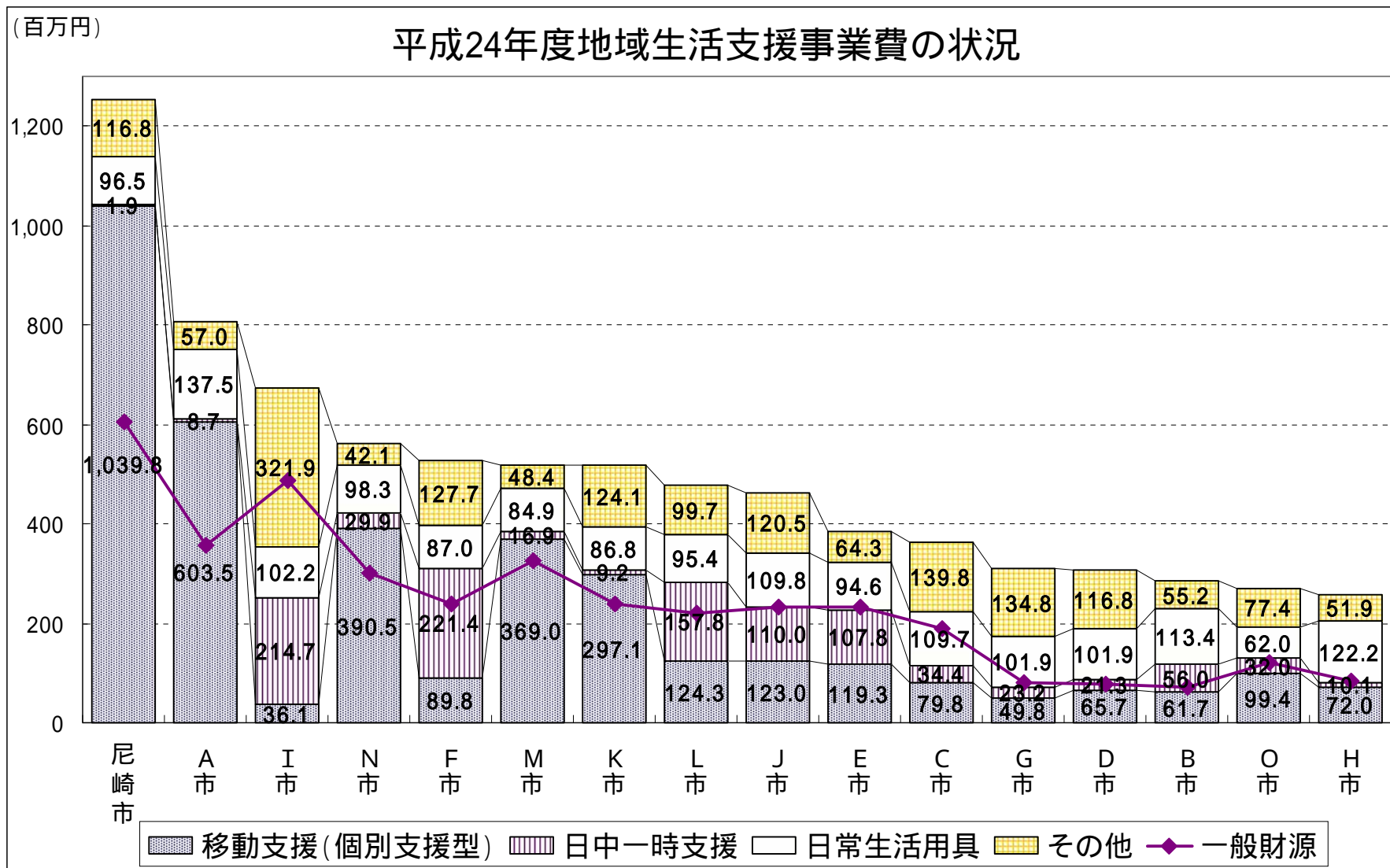




## 中核市調査結果 に係る 部会委員の主な意見

- 平成24年度自立支援給付費と地域生活支援事業費における尼崎市の一般財源（国や県からの負担金などを除いた負担金額）は、他市と比較すると1番多いが、2番目との差が3億円程度であり、特別多い訳ではなく安心した。

# 中核市調査結果 (地域生活支援事業費の状況)



## 中核市調査結果 に係る 部会委員の主な意見

- 日中一時支援事業は利用が進んでいない。一方、障害児は、送迎サービスが付加されている放課後等デイサービスができ、利用が進んでいる。日中一時支援事業は、事業所数が少なく、送迎サービスもないため、利用が進んでいないと思う。

# 支給決定基準作成にあたっての基本的な考え方

- 障害程度区分ごとに支給決定基準時間を設定する方法により作成する。
- 他市の基準をそのまま準用するのではなく、尼崎市の特徴を重視し、作成する。
- 部会で出た意見を尊重し、作成する。

# 支給決定基準案

- 1 支給決定基準の考え方(1～3ページ)
- 2 支給決定の流れ(4ページ)
- 3 支給決定の考え方(5～6ページ)
- 4 障害福祉サービスの種類・内容・対象者(略)
- 5 障害児通所支援の種類・内容・対象者(略)
- 6 障害福祉サービスの支給決定基準  
(7～12ページ)
- 7 障害児通所支援の支給決定基準  
(12ページ)

# 支給決定基準についての主な意見と 基準への反映

- **非定型について**

支給決定基準を超える支給量を決定する、いわゆる非定型については、一定認めるべきであり、利用者の支給決定の仕組みづくりが重要である。

## （支給決定基準（案） 6 ページ）

利用者の勘案事項により必要と認める場合は、非定型の支給を設定した。非定型の支給決定にあたっては、第3者による審査に諮ることとした。

# 支給決定基準についての主な意見と 基準への反映

- **緊急時加算について**

精神に障害のある方は、障害特性から体調の変化が激しい。そのため、体調悪化時に備えて緊急時用の支給量について検討して欲しい。

## （支給決定基準（案） 7ページ）

障害の種別に関わらず緊急時加算は必要であることから、国の事務処理要領で規定していた障害程度区分基準時間に5時間を加算し、尼崎市標準時間とした。

# 支給決定基準についての主な意見と 基準への反映

- **世帯等の状況加算について**

支給決定基準は、利用者の介護状況、周辺環境等の世帯等の状況も考慮して作成すべきである。

## （支給決定基準（案） 7・8ページ）

支給決定基準を世帯等の状況に応じて設定した。世帯等の状況により尼崎市標準時間を0.7倍、1.0倍、2.0倍とした。



## 支給決定基準についての主な意見と 基準への反映

- **標準提供時間数・提供回数について**

生活プランを中心とした支給決定を行うべきであり、そのために各サービスについての目安の時間、回数を示すことも検討すべきである。

### （支給決定基準（案） 9ページ）

計画相談支援の実施にあたり、各サービスの標準提供時間、標準提供回数を設定する。なお、この時間、回数は、最大支給量を意味するものではない。

# 支給決定基準イメージ 居宅介護シミュレーション結果

障害程度 区分	基準時間	基準時間以下	基準時間2倍以下		非定型		合計
		全体	全体	内単身者	全体	内単身者	
区分1	20時間/月	108人	20人	12人	11人	8人	139人
		77.7%	14.4%	60.0%	7.9%	72.7%	
区分2	25時間/月	350人	81人	54人	48人	34人	479人
		73.1%	16.9%	66.7%	10.0%	70.8%	
区分3	35時間/月	117人	52人	27人	23人	12人	192人
		60.9%	27.1%	51.9%	12.0%	52.2%	
区分4	45時間/月	68人	15人	10人	13人	9人	96人
		70.8%	15.6%	66.7%	13.5%	69.2%	
区分5	55時間/月	55人	15人	7人	9人	5人	79人
		69.6%	19.0%	46.7%	11.4%	55.6%	
区分6	65時間/月	89人	13人	4人	12人	5人	114人
		78.1%	11.4%	30.8%	10.5%	41.7%	
合計		787人	196人	114人	116人	73人	1,099人
構成比		71.6%	17.8%	58.2%	10.6%	62.9%	

平成25年4月実績を基に作成

各障害程度区分について、上段は各区分毎の人数、下段は構成比を示す。

単身者については、平成25年10月末現在

# 今後の検討事項

・支給決定プロセスの検討

・地域生活支援事業の支給決定基準の検討